第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		営業者への必要な措置命令			
根拠法令及び条項		クリーニング業法領	クリーニング業法第10条の2		
	□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)				
	■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)				
処分基準	公表 □する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)				
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)				
処 分 基 準 設定年月日		年 月 日	処 分 基 準 最終変更年月日	年 月 日	
所管部署		健康部 生活衛	健康部 生活衛生課		
備考					

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。